「（個人の資格の）評定」とは、権限のある承認当局が外国において付与された個人の資格に対して行う書面による審査又は評価をいう。

「避難民」とは、自らの所在地又は環境及び職業上の活動から離れることを強制された者をいう。

「権限のある承認当局」とは、政府機関又は政府により公式に認められた非政府機関であって、外国において付与された資格の承認について決定を行うものをいう。

「締約国の構成要素」とは、国、州、連邦又は地域の段階における公的機関をいう。

「（高等教育課程を）受講するための一般要件」とは、高等教育を受ける機会のためにいかなる場合においても満たされなければならない条件をいう。

「高等教育」とは、締約国の関係当局が自国の高等教育制度に属すると認める中等教育後の教育、訓練又は研究をいう。

「高等教育機関」とは、締約国の関係当局が認める高等教育を提供する施設をいう。

「高等教育課程」とは、締約国の関係当局が自国の高等教育制度に属すると認める修学の課程であって、その修了によりその学生に対して高等教育の資格を付与するものをいう。

「準用」とは、「それぞれの相違を考慮して」を意味するラテン語の語句である。

「非伝統的な資格取得の形態」とは、代替的な提供手段を通じて資格を取得することをいう。

「部分的な修学」とは、高等教育課程の同質な部分であって、それ自体は完結した課程ではないが、知識及び技能の相当の取得と同等に取り扱うことができるものをいう。

「高等教育を受ける機会を与える資格」とは、関係当局が付与する資格であって、教育課程を修了したことを証明し、及び当該資格を有する者に高等教育への入学許可について検討される権利を与えるものをいう。

「高等教育の資格」とは、高等教育機関が付与する学位、修了証書その他証明書であって、高等教育課程を修了したことを証明するものをいう。

「質の保証」とは、受入可能な水準が維持され、及び引き上げられていることを利害関係者に保証するため、高等教育制度、高等教育機関又は高等教育課程の質を評価し、及び向上させるための進行中の過程をいう。

「従前の学習の承認」とは、いずれかの者が正規の又は正規でない学習の結果として有する知識及び技能を正式に認めるための過程をいう。

「資格の承認」とは、締約国の権限のある承認当局が外国において付与された教育の資格の価値について定め、及びその価値に対して与える正式な確認をいう。

「中等教育」とは、初等教育、準備教育若しくは中間教育又は基礎教育に続くあらゆる修学の段階（生徒に高等教育のための準備をさせること、中等学校の修了証書の取得に生徒を導くこと又は生徒が高等教育に進学することを可能にすることをその目的に含み得るもの）をいう。

「（高等教育への入学許可のための）特定の要件」とは、特定の高等教育課程への入学許可を得るため、又は高等教育における特定の修学分野に係る特定の資格を付与されるため、一般要件に加えて満たされなければならない条件をいう。

「ユネスコ修了証書補足文書」とは、欧州地域における高等教育に関する資格の承認に関する規約（「リスボン承認規約」と一般に呼ばれるもの）の参考文書であって、当該補足文書が添付される資格の原本にその名が記載されている個人が行い、及び修了した修学の性質、水準、状況、内容及び状態に関する記述を提供する文書をいう。

第二章　権限のある承認当局

第二・一条

1　締約国は、自国の中央当局が承認事項について決定を行う権限を有する場合には、この規約に直ちに拘束されるものとし、また、自国の領域内におけるこの規約の実施を確保するために必要な措置をとる。

2　締約国は、承認事項について決定を行う権限が自国の構成要素にある場合には、署名の時若しくは批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の時に又はその後いつでも、自国の憲法上の状況又は構造に関する簡潔な説明を寄託者に提出する。このような場合には、権限のある承認当局に指定された締約国の構成要素は、自国の領域内におけるこの規約の実施を確保するために必要な措置をとる。

3　各締約国は、承認事項について決定を行う権限が個別の高等教育機関その他の主体にある場合には、自国の憲法上の状況又は構造に従い、この規約の本文をこれらの高等教育機関又は主体に送付し、並びにこの規約に対する好意的な考慮及びその適用を奨励するために全ての可能な措置をとる。

4　1から3までの規定は、次条以下の諸条に定める締約国の義務について準用する。

第二・二条

各締約国は、署名の時若しくは批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の時に又はその後いつでも、承認事項についての各種の決定を行う権限のある当局についてこの規約の寄託者に通報する。

第二・三条

この規約のいかなる規定も、一の締約国が付与する高等教育の資格の承認に関し、当該締約国が拘束される現行の若しくは将来における条約に含まれ、又はこれらの条約から生ずる一層有利な規定に影響を及ぼすものではない。

第三章　資格の評定に関する基本原則

第三・一条

1　一の締約国が付与する資格を有する者は、権限のある承認当局への申請により、適時に、かつ、適切に当該資格の評定を受けることができる。

2　各締約国は、1に定める資格を有する者の権利を確保するため、承認の申請がされた資格の評定が、得られた知識及び技能に主たる焦点を合わせたものとなるよう、適当な措置をとることを約束する。

第三・二条

各締約国は、資格の評定及び承認において用いられる手続及び基準が、透明性、一貫性、信頼性及び公平性を有し、かつ、差別的でないものであることを確保する。

第三・三条

1　承認についての決定は、承認が求められている資格に関する適当な情報に基づいて行う。

2　適当な情報を提供する責任は、第一に資格を有する者が負う。当該資格を有する者は、誠意をもって当該情報を提供する。

3　締約国は、適当な場合には、自国の教育制度に属する全ての教育機関に対し、これらの教育機関において取得された資格の評定を目的とする情報提供の合理的な要請に応ずるよう指導し、又は奨励する。締約国は、特に、自国の教育制度に属する教育機関に対し、要請に応じて、かつ、合理的な期間内に、資格を有する者又は承認が求められている締約国の教育機関若しくは権限のある承認当局に関連情報を提供することを奨励する。

4　関連する要件を申請が満たしていないことを証明する責任は、資格の評定に関連する情報が適当に提供される限り、権限のある承認当局が負う。

第三・四条

各締約国は、資格の承認を容易にするため、自国の教育制度に関する適切かつ明確な情報が提供されることを確保する。